

【議題 1 (1)】

北海道受動喫煙防止対策推進プラン（仮称）の策定について

《協議》

- 北海道受動喫煙防止対策推進プラン（仮称）については、第1回の本協議会（書面開催）において、令和2年度中の策定を予定している旨お知らせしていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、感染対策に万全を期す必要があることから、策定に向けた作業を先送りしていたところ。
- 事務局としては、今後の感染状況等を踏まえつつ、下記のとおり協議を進めていきたいと考えています。

・ 協議事項（案）

道民の健康づくり推進協議会		【参考】受動喫煙防止対策専門部会	
区分	協議事項等（案）	区分	協議事項等（案）
第2回 （今回）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道健康増進計画を踏まえた二次医療圏ごとの行動計画について ・ 北海道受動喫煙防止対策推進プラン（仮称）の策定について ・ 各種事業の取組状況について ・ 地域職域連携推進専門部会の開催結果について 		
		第1回	・ 部会長選任等
		第2回	・ プラン素案（案）作成に向けて
		第3回	・ プラン素案（案）について
		第4回	・ プラン素案（案）について
第1回 （R3）	・ プラン素案（案）について		
パブリックコメント実施			
		第5回	・ プラン案（案）について
第2回 （R3）	・ プラン案（案）について		

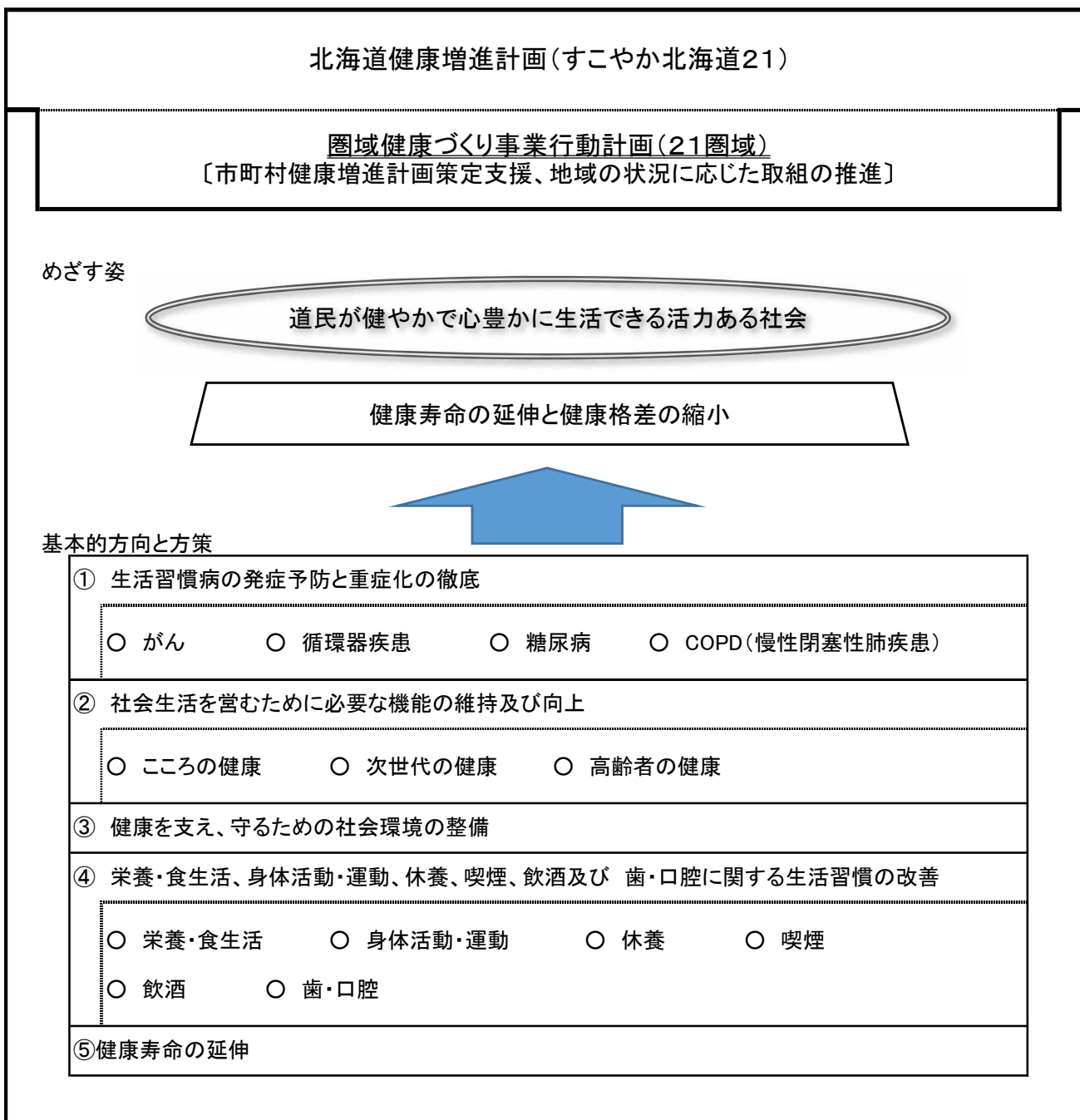
【議題2(1)】

圏域健康づくり事業行動計画に係る取組状況について

【報告】

- 北海道健康増進計画（すこやか北海道21）の推進管理として、令和元年度の二次医療圏毎の健康づくり事業行動計画に係る取組状況を整理しました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、会議や事業の中止となったものもありましたが、普及啓発等地域の実情に応じて実施しました。

1 北海道健康増進計画(すこやか北海道21)と圏域健康づくり事業行動計画の位置づけ



2 令和元年度 圏域健康づくり事業行動計画に係る取組状況

圏域行動計画の年度毎の進捗管理（市町村での取組状況の把握や保健所事業の評価等）の実施の有無を示しています。

地域住民の健康や社会資源等の実情を踏まえた、健康づくり施策等について検討・共有等を行う会議等の開催の有無を示しています（未開催には、新型コロナウイルス感染症の影響による中止を含む。）

保健所が行った市町村が健康増進計画を策定、評価又は見直しする際の支援の有無を示しています（支援は市町村から要請による。）

圏域	保健所	圏域行動計画進捗管理	年度毎の主な取組【道民の健康づくり推進事業】		普及啓発・地域実情に応じた取組主な内容
			計画推進会議	健康増進計画策定支援	
南空知	岩見沢	○			・いわみざわ健康まつりへの協賛 ・食育パネル展 ・「圏域における健康づくり対策と糖尿病性腎症重症化予防事業」に係る講演会を空知総合振興局3保健所合同で開催。
中空知	滝川	○	○		・地方新聞に記事掲載（9月、2月） ・がん予防道民大会におけるパネル展示、パンフレット配布 ・「圏域における健康づくり対策と糖尿病性腎症重症化予防事業」に係る講演会を空知総合振興局3保健所合同で開催。
北空知	深川	○	○	○	・「道民健康づくりの日」及び「道民健康づくり推進週間」の周知、健康づくりに関する情報発信等 ・「圏域における健康づくり対策と糖尿病性腎症重症化予防事業」に係る講演会を空知総合振興局3保健所合同で開催。
札幌	江別	○	○	○	・各種事業（研修会、会議等）を活用し、札幌圏域健康づくり事業行動計画概要版を配布し、普及啓発を実施した。
	千歳		○	○	・庁舎内ポスター等の掲示やリーフレットの配布、ホームページ掲載
後志	倶知安	○	○	○	・禁煙支援及び受動喫煙防止に係る講演会の開催 ・健康づくりに関するポスターの掲示及びリーフレット等の配布 ・ホームページを活用した情報提供の実施
	岩内		○	○	・「道民の健康づくりの日」及び「道民の健康づくり推進週間」についてホームページに掲載し、普及啓発を行った。 ・既存の講演会（健康づくり講演会、糖尿病講演会等）を通じ、がん・糖尿病対策及び喫煙について普及啓発を行った。
西胆振	室蘭	○		○	・栄養・食生活及び高齢者の健康づくり事業 ・当所主催の研修会にてし、すこやか北海道21、西胆振圏域健康づくり事業行動計画の説明、周知、普及啓発 ・新聞の掲載、電光掲示板の活用による普及啓発
東胆振	苫小牧	○	○	○	・食べるたいせつフェスティバル（主催：コープさっぽろ）参加 ・道民笑いの日普及啓発事業を2市町で実施。
日高	浦河	○	○	○	・健康づくりパネル展（①がん、②糖尿病、③肥満、④たばこ）の開催とリーフレット等の配布
	静内		○	○	・健康づくりパネル展（①がん、②糖尿病、③肥満、④たばこ）の開催と合わせたリーフレット等の配付 ・保健所庁舎内にて食生活に関するポスターの掲示及びリーフレットの配布
南渡島	渡島	○		○	・振興局道民ホールにてパネル展の開催 ・健康づくり関係全般に係るポスター掲示、パンフレット配布等
南檜山	江差	○		○	・国及び道が作成したポスター、リーフレットの所内掲示及び管内関係機関へ配布した。 ・管内各町行政栄養士間で協力し、共通の食塩摂取アンケート（仮）の案を作成中
北渡島檜山	八雲	○	○	○	・がんサロンの実施 年5回（茶話会、ミニレク等） ・ポスター、リーフレットの所内掲示
上川中部	上川	○	○		・研修会や講習会、説明会等による正しい知識の普及 ・パネル展において、理学療法士会作成のハンドブックによる運動（腰痛・健康寿命の延伸）に係る知識の普及啓発 ・フッ化物の利用の促進、定期歯科健診勧奨
上川北部	名寄	○	○		・受動喫煙防止対策研修会の開催 ・食育情報連絡会を開催し、食に関わりのある他の機関と食の知識を共有、情報交換し、地域住民への普及啓発を検討し食育の推進を図った。
富良野	富良野	○	○		・富良野高校学校祭で各領域の普及啓発 ・受動喫煙防止対策に関する説明会の開催
留萌	留萌	○	○	○	・ピンクリボンキャンペーン ・留萌保健医療福祉圏域連携推進会議「4疾病専門部会」
宗谷	稚内	○	○	○	・稚内市内商業施設において、健康づくりパネル展を実施。（10/2～10/9） ・受動喫煙対策、食品表示の利用法等を周知
北網	北見	○	○	○	・市町主催の健康まつりにて、喫煙に関する普及啓発を実施 ・フルディックウォーキング普及推進員養成講習会
	網走		○	○	・禁煙週間による新聞掲載、講話を通じ、道内の健康状態の現状及び生活習慣病予防における普及啓発を行った （医師会と医療機関、薬剤業者、管内市町と連携を図りながら、糖尿病重症化予防にかかわる講演会の開催並びに効率的な健診体制に向けた検討会等を開催（5回）
遠紋	紋別	○			・ヘルスサポートレストラン事業の周知訪問、ホームページ掲載 ・受動喫煙防止チラシを商工会議所会員へ配布 ・受動喫煙防止事業の説明会の開催 2回
十勝	帯広	○		○	・コープさっぽろ主催イベント「食べる・たいせつフェスティバル2019」に栄養士会と共同参加 ・いきいき食と健康ネットワーク十勝のヘルスアップ週間2019を調理師会と共催で実施
釧路	釧路	○	○	○	・くしろ糖尿病デー市民講座 ・ヘルスサポートレストランの三つ星登録店（野菜たっぷりメニュー提供）9店と協力して、道民健康づくり推進週間にあわせて、野菜をたべるキャンペーンを行った。
根室	根室	○		○	・根室市図書館が主催する「図書カフェ」に併せ、クイズラリー、レシピやパンフレットの配布等を実施した。 ・ポスター、リーフレットの所内掲示
	中標津				

【議題 2 (2)】

令和 2 年度

北海道健康増進計画指標調査事業（健康課題見える化事業）について

【報告】

- 本事業は平成 29 年度にも同手法により行っており、今回で 2 回目の実施となります。
- 前回調査との比較を加えて本年度内にとりまとめ、おって報告書を発行いたします。
- 報告書は前回同様に市町村等へ配付し、各地域での健康づくり施策等に活用いただくこととしています。

< 事業実施要領 >

1 目的

市町村国民健康保険（以下「市町村国保」という。）及び全国健康保険協会北海道支部（以下「協会けんぽ」という。）の特定健診及び質問票データから、市町村及び第二次医療圏における生活習慣病に関連する死亡及び罹患状況並びに関連生活習慣を分析し、予防すべき疾病や関連する生活習慣を明らかにし、北海道及び各地域の健康課題の明確化を図ることを目的とする。

2 実施主体

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課
 北海道保険者協議会
 学校法人淳心学園 北海道千歳リハビリテーション大学（委託）

3 対象データ

- (1) 市町村国保及び協会けんぽの特定健康診査（保険者協議会）
- (2) 北海道における主要死因の概況（北海道健康づくり財団）

4 算定及び利用項目

- (1) 市町村国保及び協会けんぽの特定健診男女別、年齢階級別実数及び標準化該当比（平成 30 年度）

	項 目
1	腹囲 ≥ 85 cm（男）、腹囲 ≥ 90 cm（女）
2	BMI ≥ 25 kg/m ²
3	空腹時血糖 ≥ 100 mg/dl
4	HbA1c $\geq 5.6\%$
5	中性脂肪 ≥ 150 mg/dl
6	HDL コレステロール < 40 mg/dl
7	収縮期血圧 ≥ 130 mmHg
8	拡張期血圧 ≥ 85 mmHg
9	降圧剤を服用中の者
10	喫煙者
11	メタボリックシンドローム該当者
12	メタボリックシンドローム予備群該当者

(2) 市町村別標準化死亡比（平成18年～平成27年）

	項 目
1	悪性新生物（全、胃、肺、大腸、肝、膵、食道、胆のう）
2	心疾患
3	虚血性心疾患
4	脳血管疾患
5	腎不全
6	閉塞性肺疾患

5 分析に当たって考慮すべき本道の課題

- (1) 悪性新生物による死亡が全国に比較し高いこと
- (2) 循環器疾患に係る医療費（特に入院）が高いこと
- (3) 肥満者が全国に比較し高いこと
- (4) 喫煙者が全国に比較し高いこと
- (5) 拡張期血圧所見者が全国に比較し高いこと
- (6) 健診受診率が全国に比較し低いこと

6 集計単位

- (1) 全道、第二次保健医療福祉圏域及び市町村
- (2) 居住地特性別（沿岸部及びその他の地域）

7 スケジュール

時期	内容
10月中旬	契約締結・データ受け渡し
10月中旬～1月	データ分析
1月	報告書概要提示
2月	報告書提示

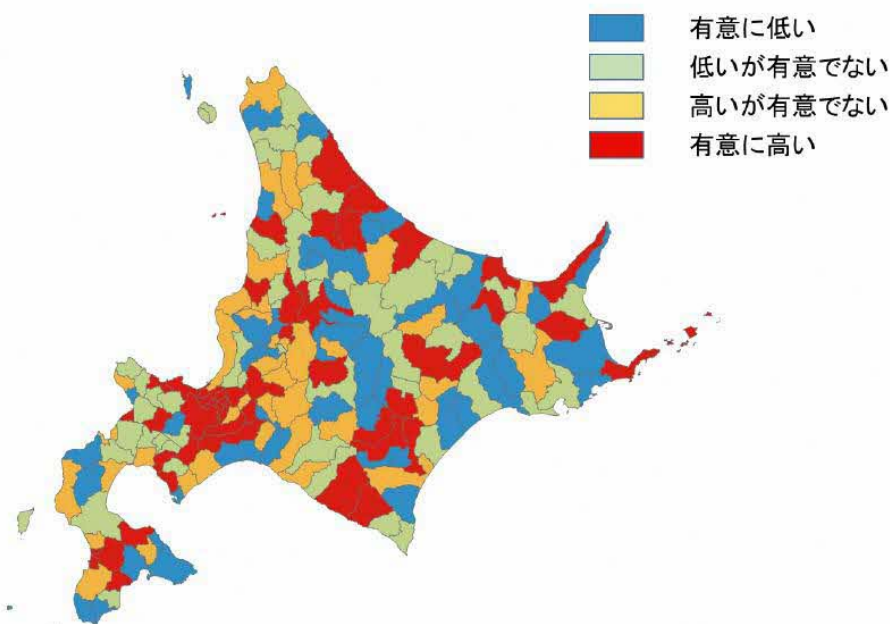
< 報告書イメージ (抜粋) >

※ データは H29 年度実施のもの

腹囲異常者割合 (協会けんぽ+国保)

市町村	男性						女性					
	該当者数	期待者数	該当比	信頼区間		結果	該当者数	期待者数	該当比	信頼区間		結果
				下限値	上限値					下限値	上限値	
札幌市中央区	4077	3847.2	106.0	102.7	109.3	▲▲	759	998.5	76.0	70.7	81.6	▽▽
札幌市北区	6737	6543.4	103.0	100.5	105.4	▲▲	1192	1259.4	94.6	89.4	100.2	▽
札幌市東区	6412	6037.0	106.2	103.6	108.8	▲▲	1232	1220.9	100.9	95.3	106.7	▲
札幌市白石区	4118	3953.1	104.2	101.0	107.4	▲▲	739	808.2	91.4	85.0	98.3	▽▽
札幌市豊平区	5050	4776.8	105.7	102.8	108.7	▲▲	889	1002.5	88.7	82.9	94.7	▽▽
札幌市南区	3621	3347.5	108.2	104.7	111.8	▲▲	740	702.5	105.3	97.9	113.2	▲
札幌市西区	5289	5069.2	104.3	101.5	107.2	▲▲	937	1011.3	92.7	86.8	98.8	▽▽
札幌市厚別区	2962	2993.8	98.9	95.4	102.6	▽	521	661.5	78.8	72.1	85.8	▽▽
札幌市手稲区	4092	3943.0	103.8	100.6	107.0	▲▲	638	691.4	92.3	85.3	99.7	▽▽
札幌市清田区	2948	2891.3	102.0	98.3	105.7	▲▲	413	466.8	88.5	80.1	97.4	▽▽
函館市	7259	6943.6	104.5	102.2	107.0	▲▲	2080	2002.3	103.9	99.5	108.4	▲
小樽市	2891	2966.6	97.5	93.9	101.1	▽	570	619.2	92.1	84.7	99.9	▽
旭川市	4305	4180.0	103.0	99.9	106.1	▲	464	489.8	94.7	86.3	103.8	▽
室蘭市	2473	2345.0	105.5	101.3	109.7	▲▲	816	657.8	124.0	115.7	132.9	▲▲
釧路市	5028	4712.5	106.7	103.8	109.7	▲▲	1212	1014.2	119.5	112.9	126.4	▲▲
帯広市	4669	4371.3	106.8	103.8	109.9	▲▲	1094	1111.3	98.4	92.7	104.5	▽
北見市	2825	2795.5	101.1	97.4	104.9	▲	835	775.6	107.7	100.5	115.2	▲▲
夕張市	181	183.7	98.6	84.7	114.0	▽	53	64.9	81.7	61.2	106.8	▽
岩見沢市	2057	2006.2	102.5	98.1	107.1	▲	410	448.0	91.5	82.9	100.8	▽
網走市	853	758.0	112.5	105.1	120.4	▲▲	239	199.7	119.7	105.0	135.8	▲▲
留萌市	683	565.9	120.7	111.8	130.1	▲▲	236	189.1	124.8	109.4	141.8	▲▲
苫小牧市	5309	4986.2	106.5	103.6	109.4	▲▲	1327	1110.5	119.5	113.2	126.1	▲▲
稚内市	913	886.6	103.0	96.4	109.9	▲	168	186.9	89.9	76.8	104.5	▽
美唄市	561	509.4	110.1	101.2	119.6	▲▲	192	154.0	124.7	107.7	143.6	▲▲
芦別市	394	383.4	102.8	92.9	113.4	▲	156	122.1	127.8	108.5	149.5	▲▲
江別市	3502	3330.0	105.2	101.7	108.7	▲▲	646	641.8	100.6	93.0	108.7	▲
赤平市	374	324.3	115.3	103.9	127.6	▲▲	144	120.7	119.3	100.6	140.5	▲▲

空腹時血糖異常者割合 (協会けんぽ+国保)



男性

【議題 2 (3)】

令和 2 年度たばこ対策事業について

○ たばこ対策推進計画及び北海道受動喫煙防止条例に基づく令和 2 年度の取組について、御報告いたします。

1 たばこ対策推進計画に基づく取組

(1) 「北海道喫煙防止健康教育教材DVD」の活用状況等について

計画において、道等が行うこととされている対策の一つである「健康への影響についての普及啓発」の一環として、平成30年度にDVDを作成し、令和元年度から活用しており、令和 2 年度の活用状況は次のとおり。

① 概要

北海道の喫煙率低下に向けた普及啓発や喫煙の予防教育を行うため、(株)よしもとクリエイティブ・エージェンシー札幌支社に委託し、平成 3 1 年 3 月にDVDを作成

② DVD活用実績

令和元年度	1 2 1 件 (1 9 保健所、5 5 市町村)
令和 2 年度 (令和 3 年 1 月末)	2 6 件 (7 保健所、1 4 市町村)

※ 保健所 (道立保健所、保健所設置市)、市町村が活用

(内訳)

区分 [対象]	健康イベント [住民]	育児教室 [保護者]	出前講座 [小中高生、社会人]	検診・健診 [検診等対象者]
令和元年度	3 6 件	1 4 件	3 7 件	3 4 件
令和 2 年度 (令和 3 年 1 月末)	4 件	0 件	1 3 件	9 件

※ 令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、活用実績が低調になっている。

③ 動画視聴回数

(平成 3 1 年 3 月～令和 3 年 2 月)

教材種類	視聴回数
鉄拳書き下ろしパラパラ漫画	15, 677回
妊産婦・若年女性用教材	6, 084回
小学校・高学年用教材	4, 539回

※ 「鉄拳書き下ろしパラパラ漫画」は、契約上、令和 3 年 3 月 2 7 日 (土) までの視聴

動画URL

北海道×よしもとクリエイティブ・エージェンシー札幌支社
喫煙防止健康教育教材等作成事業

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/tkh/framepage/kituenbousikenkouyouzai.htm>



2 北海道受動喫煙防止条例に基づく取組

(1) 改正健康増進法及び北海道受動喫煙防止条例の周知等について

北海道受動喫煙防止条例において、道が行うこととされている対策の一つである「普及啓発」を次のとおり行った。

① 「地域説明会」の開催

各道立保健所で住民、事業者、市町村等を対象に開催。なお、地域の実状に応じて、既存のイベント等を活用する等により受動喫煙単独実施に限らず開催

【令和2年度開催予定】

(実施：24保健所、未実施：2保健所)

保健所名	回数	保健所名	回数	保健所名	回数	保健所名	回数	保健所名	回数
岩見沢	1回	岩内	1回	渡島	1回	留萌	1回	帯広	21回
滝川	1回	室蘭	15回	江差	8回	稚内	3回	釧路	6回
深川	1回	苫小牧	1回	上川	2回	網走	3回	根室	1回
江別	1回	浦河	1回	名寄	2回	北見	4回	中標津	1回
倶知安	3回	静内	1回	富良野	1回	紋別	1回	合計	81回

※新型コロナウイルス感染症の影響等により、回数に地域差が生じている。

② 「北海道受動喫煙防止条例普及啓発資材」の作成及び配布等

ア 普及啓発資材



北海道受動喫煙防止条例の普及啓発に係るポスター、リーフレット及び飲食店等に掲示を義務付ける禁煙ステッカーを作成

イ 配布先及び枚数

(令和3年2月末)

配布先	発送数(枚)		
	ポスター	リーフレット	禁煙ステッカー
道立保健所(所管市町村含む)	3,287	31,100	3,850
保健所設置市	40	1,940	1,900
関係団体・業種団体	216	14,066	
病院	1,653	1,653	
診療所(有床・無床・歯科)	6,401	6,401	
助産所	61	61	
薬局	2,322	2,322	
幼稚園、保育所、認可外保育施設、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校	4,211	4,211	
飲食店・喫茶店	44,940	44,940	
道本庁の各部・各課等	355	355	
合計	63,486	107,049	

③ 「ほっかいどう健康づくりツイッター」及び「北海道受動喫煙防止ポータルサイト」の開設

区分	掲載内容	開設日	QRコード
ほっかいどう健康づくり ツイッター	道民の健康づくりに役立つ情報を発信	令和2年4月1日	
北海道受動喫煙防止 ポータルサイト	健康増進法、北海道受動喫煙防止条例の内容や受動喫煙防止対策の取組等を掲載	令和2年6月1日	

(2) 「北海道のきれいな空気の施設登録事業」について

北海道受動喫煙防止条例において、道が行うこととされている対策の一つである「市町村及び事業者等に対する情報の提供」の一環として、本事業を実施。

① 経緯

「健康増進法の一部を改正する法律」の全面施行(令和2年4月)及び「ほっかいどうヘルスサポートレストラン推進事業」の開始(令和元年10月)に伴い、「おいしい空気の施設推進事業」(平成19年4月1日～令和2年3月31日)を廃止し、令和2年4月から「北海道のきれいな空気の施設登録事業」を開始した。

なお、登録施設数については、令和3年2月末において、おいしい空気の施設推進事業(令和2年3月末)よりも167施設増加している。

② 概要

多数の者が利用する施設における官民一体となった受動喫煙防止対策を推進するため、屋内禁煙に取り組む第二種施設について、登録した施設に対して、ステッカーを交付するとともに、道のホームページによる紹介などを通じて積極的に禁煙に取り組む施設であることを社会的に評価することにより、健康増進法において原則屋内禁煙とされている第二種施設の取組促進を図り、もって、道民の健康の増進に資することを目的とする

③ 「おいしい空気の施設推進事業」からの変更点

ア 改正健康増進法の全面施行により、多数の者が利用する施設は原則屋内禁煙となり、喫煙する場合は分煙となることが定められたことから分煙施設は対象外とするとともに、旅客運送事業自動車内部の場所は禁煙と定められたことからタクシー車両を対象外とした
イ 禁煙の飲食店が対象となる「ほっかいどうヘルスサポートレストラン推進事業」の開始により、飲食店を対象外とした

④ 対象施設・区分・種別

対象施設	番号	施設区分	具体的な施設種別
健康増進法第28条第6号に規定する第二種施設(飲食店及び喫茶店を除く)	1	社会福祉施設等	社会福祉施設 等
	2	体育施設・娯楽施設	体育館、ボウリング場、スポーツクラブ、野球場等のスポーツ施設、映画館、公園等
	3	社会・文化施設	文化施設、市(町)民会館、公民館、美術館 等
	4	小売業・サービス業等店舗	百貨店、スーパー、ドラッグストア、理・美容室 等
	5	公共交通機関等	鉄軌道駅、バスターミナル、道の駅 等
	6	ホテル・旅館等の宿泊施設	ホテル、旅館、民宿、ペンション 等
	7	金融機関	銀行 等
	8	事務所・会社等	一般企業等の事務所、一般企業等の施設(工場等) 等
	9	官公庁等	国立施設、道立施設、市町村立施設 等
	10	公衆浴場・日帰り温泉	

※ 健康増進法第28条第5号に規定する第一種施設は除く

⑤ 登録施設数

事業名称	事業実施年	登録施設数	登録時点
おいしい空気の施設推進事業	平成19年4月1日～ 令和2年3月31日	785 (※飲食店を除く)	令和2年3月末
北海道のきれいな空気の施設登録事業	令和2年4月1日～	952	令和3年2月末

【議題2(4)】

令和 2 年度(2020 年度)道民の健康づくり推進協議会
地域・職域連携推進専門部会 書面開催結果【概要】

今年度、地域・職域連携推進専門部会の開催は、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から書面にて開催いたしました。開催結果について、ご報告いたします。

1 時 期:令和 3 年 2 月 22 日(月)通知

2 議事内容:

(1) 部会長・副部会長の選任について…資料5-2

部会長は、岡部委員、副部会長は高橋委員が就任することで承認を得ました。

(2) 「北海道地域・職域連携推進事業実施要綱」及び「地域・職域連携推進専門部会設置要領」の一部改正について…資料5-3、5-4

令和元年 9 月、「地域・職域連携推進ガイドライン」(国)が改訂され、昨年度末、「地域・職域連携推進事業実施要綱」(国)の内容が変更されたことに伴い、「北海道地域・職域連携推進事業実施要綱」を一部改正しております。また、専門部会設置要領については、一部文言を追記しております。

(3) 二次医療圏地域・職域連携推進協議会(連絡会) 令和元年度実績及び令和 2 年度計画について…資料5-5

昨年度は、16 圏域にて協議会(連絡会)を開催。テーマとしては、健康増進法の一部改正に伴う受動喫煙防止対策を取り上げた圏域が 13 圏域と多かったです。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や書面開催となった圏域もありますが、可能な範囲で二次医療圏毎の取組を実施している状況であります。

(4) 令和元年度特定健診等普及啓発事業について

年 1 回アリオ札幌を会場にして、パネル展示や簡易健康チェックコーナー等を設けた普及啓発イベントを開催しており、令和元年度は、昨年 2 月 1 日に開催。今年度の開催については、共催関係機関と協議した結果、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み中止と致しました。

(5) 各種事業等の情報提供について

1) 糖尿病性腎症重症化予防アドバイザー派遣事業

道で委嘱したアドバイザー(腎専門医)を、重症化対策に取り組む地域(二次医療圏)に派遣する事業となっており、今年度は、深川・渡島保健所にて活動しております。

2) 全世代型予防・健康づくり推進事業(国保医療課提供)

国保と後期高齢者医療及び被用者保険(協会けんぽ)の医療情報・特定健診の実施状況及び介護情報を一括管理するデータベース構築の在り方や、分析手法の構築をワーキンググループにて検討し、最終的には、本データを活用し、地域の健康課題解決に向けた、地域・職域連携や高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施などの施策につなげていくことを目的として、令和 2 年度から 3 年計画で取り組まれる事業となっております。

3) 健康経営推進に向けた道の取組について(経済部提供)

健康経営の推進に資するヘルスケアサービス産業の振興に向けた各種取組について情報提供致しました。

令和2年度道民の健康づくり推進協議会
地域・職域連携推進専門部会委員名簿

資料5-2

●部会長 ◎副部会長
任期:令和2年10月8日～令和4年3月31日 (五十音順)

	氏名	現職	備考
	1 秋田 朋香	北海道農業団体健康保険組合 健康推進部 保健指導課長	特別委員
	2 天野 秀則	北海道商工会連合会 総務部参事	特別委員
●	3 岡部 寛裕	(一社)北海道医師会 常任理事	特別委員
	4 小田 寿	(公財)北海道対がん協会 常務理事	特別委員
◎	5 高橋 佳子	全国健康保険協会北海道支部 企画総務部長	特別委員
	6 深津 恵美	(公社)北海道看護協会 副会長	道民の健康づくり 推進協議会委員
	7 佐々木 康人	鹿追町役場 福祉課長	特別委員
	8 杉浦 圭輔	赤平市介護健康推進課 健康づくり推進担当主幹	特別委員
	9 田西 亨	北海道歯科医師会 常務理事	道民の健康づくり 推進協議会委員
	10 道端 和則	健康保険組合連合会北海道連合会 常務理事	特別委員
	11 國澤 しおり	(公財)北海道労働保健管理協会 医療本部産業保健部部长	特別委員
	12 菊池 俊文	北海道労働局労働基準部 健康課長	特別委員
	13 森 満	北海道産業保健総合支援センター 所長	特別委員
	14 小山内 秀彰	北海道国民健康保険団体連合会 総務部保健事業課長	特別委員
	15 片岡 直之	(一社)北海道商工会議所連合会 事務局次長	特別委員

北海道地域・職域連携推進事業実施要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">北海道地域・職域連携推進事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p><u>この事業は、地域保健と職域保健の連携により、それぞれの機関が実施している健康教育や健康相談、健康に関する情報等を共有し、北海道在住者や在勤者の違いによらず、地域の実情を踏まえたより効果的・効率的な保健事業を展開し、もって北海道民の健康寿命の延伸及び生活の質向上を目的とする。</u></p> <p>2 実施主体 北海道</p> <p>3 地域・職域連携推進協議会の設置</p> <p>(1) 地域の実情に応じた協力体制による、生涯を通じた<u>継続的な</u>保健サービスの提供や健康管理体制を整備・構築<u>するため</u>、地域・職域連携推進協議会を設置する</p> <p>(2) 道においては「北海道地域・職域連携推進協議会（以下「推進協議会」という。）」を設置するとともに、第二次保健医療福祉圏（または保健環境部保健行政室・地域保健室）に「二次医療圏地域・</p>	<p style="text-align: center;">北海道地域・職域連携推進事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>道民の生命や健康を脅かす主要な疾患となっている生活習慣病（がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等）を予防するために、個々人の主体的な健康づくりの取組に加え、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業による継続した健康管理を支援することが必要である。</p> <p>このため、地域保健と職域保健の連携（以下「地域・職域連携」という。）により、健康づくりのための健康情報の共有や保健事業の共同実施、更には、健康づくりに関する社会資源を相互に活用し、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備し、生活習慣病予防対策を推進する。</p> <p>2 実施主体 北海道</p> <p>3 地域・職域連携推進協議会の設置</p> <p>(1) 地域の実情に応じた協力体制による生涯を通じた保健サービスの提供や健康管理体制を整備・構築し、生活習慣病予防対策を推進するため、地域・職域連携推進協議会を設置する。</p> <p>(2) 道においては「北海道地域・職域連携推進協議会（以下「推進協議会」という。）」を設置するとともに、第二次保健医療福祉圏（または保健環境部保健行政室・地域保健室）に「二次医療圏地域・職域</p>

職域連携推進連絡会（以下「推進連絡会」という。）を設置する。

なお、推進協議会は、道民の健康づくり推進協議会の専門部会として位置づける。また、の設置・運営等に係る事項については、別に要領を定める。

(3) 推進協議会及び推進連絡会は、5に掲げる構成機関（以下、「構成機関」という。）の中から構成する。

(4) (削除)

4 事業内容

(1) 推進協議会

ア 推進協議会は、地域保健・職域保健の広域的視点での連携により体制整備を図る。

イ 同協議会は、北海道における健康課題を明確化し、道内全体の目標、実施方針、連携推進方策等を協議することにより、道内の関係者による連携事業の計画・実施・評価の推進的役割を担う。

ウ 関係団体の連絡調整、教材や社会資源の共有を行う。

エ 地域及び職域における保健事業担当者の資質向上を図るための研修会を実施する。

オ 同協議会は、本道の地域特性を踏まえ、連携事業の企画・実施等を行う。

(ア) 北海道のデータ収集・分析・比較

(イ) 二次医療圏が単独では実施が困難な大規模イベントの企画・実施

(ウ) 道内の推進連絡会が共通利用できるような媒体の作成等

連携推進連絡会（以下「推進連絡会」という。）を設置する。

なお、推進連絡会の設置・運営等に係る事項については、別に要領を定める。

(3) 推進協議会は、5に掲げる関係機関・団体の中から構成する。

(4) この推進協議会は、道民の健康づくり推進協議会の専門部会として位置づける。

4 事業内容

(1) 推進協議会は、地域・職域連携により実施する保健事業等（以下「連携事業等」という。）について企画・立案、実施・運営、評価等を行うとともに、推進連絡会の取組について広域的な調整を行う。

(2) 推進連絡会

ア 推進連絡会は、地域特性に応じた協力体制による継続的な健康管理が可能となるよう体制を構築する。

イ 同連絡会は、地域における関係機関への情報提供と連絡調整や健康に関する情報収集、ニーズ把握等を行い、二次医療圏特有の健康課題を特定し、地域特性に応じた健康課題の解決に必要な連携事業の計画・実施・評価等を行う。

ア) 現状分析

イ) 課題の明確化、目標設定

ウ) 連携事業のリストアップ

エ) 連携内容の検討・決定及び提案

オ) 連携内容の具体化・実施計画の作成

カ) 連携事業の実施

キ) 評価資料及び評価方法の設定

ウ 同連絡会は、具体的な連携事業の企画等を行うために、保健事業等の共同実施に関する作業部会や社会資源の相互有効活用に関する作業部会等、所要の作業部会等を置くことができる。

5 構成機関

協議会の構成機関が協議会の意義について共通理解を図り、相互に連携すること、また構成機関は以下のとおり。

推進協議会（連絡会）、保健所、保険者、北海道労働局、労働基準監督署、北海道産業保健総合支援センター、道内地域産業保健セン

(2) 推進協議会は、本道の地域特性を踏まえ、特に次の連携事業等を行う。

ア 生涯を通じた生活習慣病予防対策に関すること

イ 地域・職域連携の推進に関すること

ウ その他必要な事項

5 関係機関

(1) 地域保健関係機関・団体北海道市長会、北海道町村会、北海道国民健康保険団体連合会、北海道対がん協会等

(2) 職域保健関係機関・団体北海道労働局、北海道産業保健推進センター、全国健康保険協会北海道支部、北海道労働保健管理協会、健

ター、北海道

国民健康保険団体連合会、事業場、地方経営者団体、道内商工会議所、道内商工会、道内協同組合、北海道医師会、北海道歯科医師会、北海道薬剤師会、北海道栄養士会、北海道看護協会、教育関係機関、健診機関、住民等ボランティア、学識経験者（産業保健、公衆衛生、公衆衛生看護等）等

6 その他

(1) (略)

(2) 他の健康づくりを目的とした協議会等との連携を図る。

(3) 推進協議会は、令和2年(2020年)4月1日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、協議会設置の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(4) (略)

附 則

この要綱は、平成17年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 3月 6日から施行する。

附 則

康保険組合連合会北海道連合会、北海道商工会議所連合会、北海道商工会連合会等

(3) その他関係機関

北海道医師会、北海道歯科医師会、北海道栄養士会、北海道看護協会、北海道薬剤師会、教育関係機関等

6 その他

(1) 事業の実施にあたり、個人情報保護について関係法令等を遵守して最大限の配慮をする。

(2) 医療保険者で構成する「北海道保険者協議会」と適切な連携を図る。

(3) 推進協議会は平成25年4月1日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、協議会設置の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(4) この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 3月 6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年（2020年）5月 7日から施行する。

この要綱は、平成25年 8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月14日から施行する。

道民の健康づくり推進協議会 地域・職域連携推進専門部会 設置要領 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">道民の健康づくり推進協議会地域・職域連携推進専門部会 設置要領</p> <p>1 目 的 (略)</p> <p>2 議 題 (略)</p> <p>3 構 成 (1) 部会は、15名以内の委員で構成し、<u>道民の健康づくり推進協議会の委員及び地域保健、職域保健及びその他関係機関・団体の関係者のうちから、必要に応じ招集する特別委員で組織する。</u> (2) (略)</p> <p>4 運 営 (略)</p>	<p style="text-align: center;">道民の健康づくり推進協議会地域・職域連携推進専門部会 設置要領</p> <p>1 目 的 道民の健康づくり推進協議会設置要領の5の(1)の規定に基づき、地域保健と職域保健が連携(以下「地域・職域連携」という。)し、生涯を通じた生活習慣病(がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等)予防対策を推進することを目的として、道民の健康づくり推進協議会地域・職域連携推進専門部会(以下「部会」という。)を設置する。</p> <p>2 議 題 (1) 生涯を通じた生活習慣病予防対策に関すること (2) 地域・職域連携の推進に関すること (1) その他必要な健康課題に関すること</p> <p>3 構 成 (1) 部会は15名以内の委員で構成し、地域保健、職域保健及びその他の関係機関・団体の関係者のうちから、道民の健康づくり推進協議会の委員長が指名する。 (2) 部会の委員の任期は2年とする。ただし、任期途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 運 営 (1) 部会の会議は、道民の健康づくり推進協議会設置要領5の(3)の規定に基づき、道民の健康づくり推進協議会の委員長が招集し、主催する。 (2) 部会には、委員の互選により部会長及び副部会長を置く。 (3) 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代行する。 (4) 部会長が特に必要と認めたときは、部会の委員以外の者に部</p>

会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 その他

(1) (略)

(2) (略)

附則

この要領は、平成17年11月11日から施行する。

附則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月24日から施行する。

附則

この要領は、平成22年6月14日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月14日から施行する。

附則

この要領は、平成30年5月10日から施行する

5 その他

(1) (略)

(2) (略)

附則

この要領は、平成17年11月11日から施行する。

附則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月24日から施行する。

附則

この要領は、平成22年6月14日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月14日から施行する。

附則

この要領は、平成30年5月10日から施行する。

附則

この要領は、令和3年(2020年)1月28日から施行する。

二次医療圏地域・職域連携推進協議会(連絡会)開催状況 令和元年度(2019年度)実績

資料5-5

		開催状況			出席者					テーマ														実施方法						
圏域名	実施回数(回)	実施形態			総数	地域保健		職域保健	団体等関係者	他	報告・説明者	特定 健康 特指 指導	健康 経営	受動喫 煙防 止対 策	がん 対 策	糖 尿 病 対 策	メン タル ヘル ス対 策	アル コー ル	歯 科保 健	食 生 活	運 動 習 慣	地 域 職 域 連 携	その他 (圏域 健康 づく り 事 業 行 動 計 画 等)	講 義・ 情 報 提 供	行 政 説 明	実 践 報 告	情 報 意 見 交 換 ・ G W	実 態 調 査	媒 体 作 成	
		連絡 会	他 の 会 議 と 同 時 実 施	会 議 名		保 健 所 (事 務 局)	市 町 村	地 域 産 業 保 健 セ ン タ ー、 商 工 会 議 所、 商 工 会、 労 働 基 準 監 督 署、 農 協、 事 業 所 等	医 師 会、 歯 科 医 師 会、 薬 劑 師 会、 看 護 協 会、 栄 養 士 会、 医 療 機 関 等	協 会 けん ぽ、 等																				
1	南空知	未開催																												
2	中空知	1	●		17	5	7	4	1				●										●	●	●		●			
3	北空知	書面	●									●	●										●	●	●					
4	札幌(江別)	1		* 江別部会	19	8	3	4	1	協会けんぽ			●										●	●			●			
	札幌圏域	書面	●																									●	●	
5	後志	1	●		15	5	7	2	1				●		●									●			●			
6	西胆振	未開催																												
7	東胆振	1	●		30	15	5	6	4				●		●				●	●				●	●		●			
8	日高	1	●		22	6	7	7	2				●											●			●			
9	南渡島	未開催																												
10	北渡島檜山	1	●	圏域連携推進会議生 活習慣病専門部会	7	2	2		3					●	●								●	●	●		●			
11	南檜山	未開催																												
12	上川中部	1	●		33	10	11	7	4	1	医科大学、協会けんぽ	●	●									●	●	●	●		●			
13	上川北部	1	●		14	7	3	4			日本労働安全衛生コンサルタント会北海道支部			●									●	●	●					
14	富良野	1	●		19	6	7	6					●										●	●	●				●	
15	留萌	1	●		15	4	7	4					●											●	●		●			
16	宗谷	1	●		15	4	7	3	1				●		●							●	●	●	●		●			
17	北網	1	●		27	9	9	4	5	協会けんぽ	●	●	●	●								●	●	●	●		●			
18	遠紋	書面	●										●										●	●				●		
19	十勝	未開催																												
20	釧路	1	●		26	6	10	3	7	協会けんぽ	●			●									●	●	●	●	●			
21	根室	未開催																												

◆連絡会(書面、他会議の場合活用含む)開催 16圏域(1部会含む)